

令和8年（フ）第292号

神奈川県伊勢原市桜台1丁目15番32号 グレイスマンション802号
債務者 下山 恵美

- 1 決定年月日時 令和8年7月10日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年9月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和8年（フ）第483号

広島県廿日市市宮島町1039番地
債務者 平野 佳祐

- 1 決定年月日時 令和8年7月9日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年9月24日まで
広島地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第593号

広島市西区三條町2丁目13番19号
債務者 花田 陽子

- 1 決定年月日時 令和8年7月9日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年9月24日まで
広島地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第23号

大分県国東市国東町綱井1982番地
債務者 高橋由美子

- 1 決定年月日時 令和8年7月9日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年9月24日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

令和8年（フ）第25号

大分県速見郡日出町大字川崎4830番地13 ラインハイム川崎A203
債務者 松村 美空（旧姓北山）

- 1 決定年月日時 令和8年7月9日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年9月24日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

令和8年（フ）第19号

熊本県天草市五和町御領4653番地1
債務者 城内 政司

- 1 決定年月日時 令和8年7月10日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年9月25日まで
熊本地方裁判所天草支部

令和8年（フ）第35号

山口県美祢市秋芳町秋吉2692番地20 リベア秋芳103号
債務者 藤原 正伸

- 1 決定年月日時 令和8年7月9日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年10月2日まで
山口地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止

令和7年（フ）第903号

千葉県柏市柏3丁目6番13号白鳥会館2階
破産者 株式会社ほるまさ

- 1 決定年月日 令和8年7月6日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年（フ）第1007号

長野県諏訪市大字豊田1952番地5、前住所千葉県柏市東上町3番9号 ジュネパレス柏第28—103号
破産者 成島 弘哲こと KIM HONGC HUL 金 弘哲

- 1 決定年月日 令和8年7月6日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和8年（フ）第158号

千葉県我孫子市我孫子2丁目6番1128号 エール の丘
破産者 横塚 桃華

- 1 決定年月日 令和8年7月6日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和8年（フ）第234号

千葉県柏市大室303番地1 アリエス201号
破産者 高橋 巧己

- 1 決定年月日 令和8年7月6日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和8年（フ）第251号

千葉県流山市加6丁目1261番地の4
破産者 遠藤 敦子

- 1 決定年月日 令和8年7月6日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和8年（フ）第252号

千葉県我孫子市柴崎台4丁目5番13号
破産者 株式会社FutureLight

- 1 決定年月日 令和8年7月6日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和8年（フ）第253号

千葉県我孫子市柴崎台4丁目5番13—203号 クオリティヒル大塚
破産者 土屋 誠

- 1 決定年月日 令和8年7月6日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和8年（フ）第276号

千葉県柏市しいの木台4丁目2番地7
破産者 大和田純子

- 1 決定年月日 令和8年7月6日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和8年（フ）第282号

千葉県野田市船形2145番地の1
破産者 トケン工業株式会社

- 1 決定年月日 令和8年7月6日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年（フ）第1025号

千葉県柏市大塚町6番12号
破産者 伊藤 久弘

- 1 決定年月日 令和8年7月8日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年（フ）第381号

山梨県南巨摩郡富士川町青柳町3492番地の71
破産者 有限会社山下運輸

- 1 決定年月日 令和8年7月8日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和8年（フ）第2号

山梨県笛吹市石和町市部130番地1
破産者 株式会社StepFarm

- 1 決定年月日 令和8年7月8日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和8年（フ）第50号

三重県松阪市嬉野中川新町三丁目39番地 メゾンパール・コーヤA201
破産者 小倉さゆり

- 1 決定年月日 令和8年7月8日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

令和7年（フ）第828号

熊本市東区小山二丁目28番23号
破産者 有限会社ケンコー

- 1 決定年月日 令和8年7月8日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係